

十九世紀後半における地主対借地農関係の展開

米 川 伸 一

問題の所在と限定

地主と借地農関係 Landlord-tenant relations が十八世紀における借地農制度の普及とともに発生し、その後集約的農業の発展につれて漸次アキュートな問題になりつつあったことは別稿において指摘した通りである。⁽¹⁾その主要な論点である借地農の投下資本の「消耗されざる価値」the unexhausted value に対する地主の補償問題を解決しようとした一八四〇年代の諸法案は議会における大多数の地主の反対にあって次々に流産し、⁽²⁾かくて問題は十九世紀の後半に持ち込まれた。穀物法の廃止(一八四六)に際して示した一部地主の「裏切り行為」は、⁽³⁾借地農を痛く失望せしめ地主議会 Landed Parliament に対する不信感を醸成した。

しかし、借地農の悲観的予測は的中しなかった。五〇年前後の一時的不況を別とすれば、⁽⁴⁾借地農は比較的安定した経営を享受し、ここに「イギリス農業の黄金時代」(ブロジー)が訪れたのである。⁽⁵⁾人口増加に見合った需要拡大、国内農業構造の改善、生産性の増大などが夫々の繁栄の一因を成していたのであるが、穀物輸入の増加にも拘らず、「運輸革命」の結果が未だ顕在化せず、安価な農業生産物の流入に自然的な障害を成していたことが強調せられねばならない。⁽⁶⁾

一九七三年に始まる「大不況」the Great Depression は農業部門にも深刻な影響を与え、これは一般に「大農業不況」The Great Depression of English Agriculture と呼称されている。⁽⁷⁾穀物価格は七三年を頂点として今までかつて見たことのない長期的下落の道を歩み、遂に一八

九四年には小麦価格は一クォーター二二s.一〇d.という史上最低値を記録したのであった。⁽⁸⁾七三年が五八s.八d.であったことを思えば実に六〇%以上の下落率を呈したことになる。⁽⁹⁾不況は最初自然的条件によるものと考えられ地代は依然強含みを続けた。漸く八〇年代に至ってそれは長期に亘る今まで体験したことのない構造的不況として意識され始めたのである。⁽¹⁰⁾

このような経済的背景のもとで地主と借地農関係は両者の力関係において始めてその決定的変化への兆候を示すに至るのである。この長期農業不況の社会的結果を集約的に表現するものは地主階級の凋落という事実であるが、しかし、それが政治・財政の分野、或は究極的にはイギリス社会における地主的な「価値体系」value systemの衰退という次元にまで波及して来るには多くの歳月を要したのであり、今日においてさえその残滓を指摘するのは容易であろう。⁽¹¹⁾筆者は前稿を受け継いで対象を地主と借地農関係という点に限定しつつ、この間の事情を明らかにするものであるが、何分全く未開拓な分野であり、唯一の依り処である「エイメリー文庫」所歳の史料も必ずしも十全とは言い難いため、すべてに行き届

いた叙述は不可能であり、アクセントの置き処に当を失うことがありはせぬかと気遣うものである。不十分な部分は他日その欠を補ないたいと思う。なお念のために一言すれば、本稿は問題の時期における借地農経営の実態分析を意図したのではなく、前稿と同様に、むしろそれを或程度補足的に指摘した上で、地主と借地農問題がどのような変貌を遂げ、政治の舞台に如何なる影を投じたかを分析しようとするものである。⁽¹²⁾

(1) 「フアーマーの歴史に関する一試論——地主対借地農関係の展開を廻って——」『一橋論叢』第五一巻二号収録。
(2) 諸法案とはポートマン卿提出の、四三年の「地主・借地農法案」Landlord and Tenant Billと四五年の「地主・借地農修正法案」Landlord and Tenant Amendment Bill. 続く、ビュージーの起草した、四七年の「借地権法案」Tenant Right Bill および五〇年の「地主・借地農法案」Landlord and Tenant Bill などである。最後の法案については前稿において触れる余裕がなかったが、ビュージーは「借地権法案」が否決されたのちも望みを捨てず、異論を考慮した上で再度上程したのが当法案であった。これは庶民院は通過したが貴族院で審議未了になってしまった。Conf. *Parliamentary Debates*, 3rd Ser., CX, pp. 1061~66; CXI, pp. 1119~28; CXII, pp. 74~5.

pp. 850~55; pp. 1421~2. たゞこゝで注意して置かねばならぬのは五一年に議會を通過した通称「ラッセルト卿法」Lord John Russell's Act 或は別名「農作物取得權法」Emblement Act と言われるものである。この法律は通常「ロビー」の法案の意図が一部実現されたものと評價されるのであるが (Conf. A. H. H. Mathews, *Fifty Years of Agricultural Politics*, p. 167) 實は最初僅か四カ条から成つてゐたこの法案は最後の条目を除いてむしろ地主に好都合なものであった。そして借地期間の切れた際借地農の資本投下によつて備えつけられた建築物或は「据付け品」fixtures の「撤去」removal を認めた問題の第四条も「資本投下によつて」地主の書類に於る承認のある場合に限り」とらう条件が委員会はいけられ「借地農にとりその効力は弱められたのであった。Conf. *Parliamentary Debates* CXVI, pp. 946~7; CXVII, pp. 971~6, pp. 1305~6; CXVII, p. 1306; CXVIII, p. 188, p. 271, p. 324. なお一八七五年の「第一次農地法案」Agricultural Holdings Bill の審議過程において「ホートマン卿は既に一八四一年に彼が法案を意図したことを発言しており、恐らくこれに拠つて W. E. H. ンブーもそのように叙述してゐるが、私の「ハンサード」の探索の限りではこのように記録はない。法案の提出にさへならなかつたのであらうか。Conf. *Parliamentary Debates*, 3rd. Ser., CCXXIV, p. 560; W. E. Bear, *The Relations of Landlord and Tenant in England and Scotland*, 1876, p. 40 (ホートマン文庫所蔵「ハンブレット」)。

(3) この一部地主の「裏切り行為」は当時の地主階級が既に地主というカテゴリーでは説明しきれない機能を担つてゐたといふことを暗示するものである。このほか考えられるものは経済大勢に対する認識のほかイギリス農業の国際競争力に対する自信であるが、これらの問題については今後の分析において果たしたいと思う。なお、註(12)を参照。

(4) 今これらの不況について分析を進めることは遺憾ながら本稿の範囲外にあるために出来なうが、史料としては以下を参照出来る。*Parliamentary Debates*, 3rd. Ser., CV (1849) p. 471 55; CVI, (1849) p. 163 ff.; CVIII, (1850) p. 1026 ff., p. 1179 ff.; CIX (1850), p. 715 ff.; CX (1950), p. 295 ff.; p. 673 ff., p. 876 ff., p. 1090 ff., p. 1179 ff. p. 1272 ff.; CXIV, p. 772 ff.; CXV, p. 215 ff., p. 1351 ff.

(5) たゞこの場合でも穀物法廃止はその輸入に全く影響しなかつたと考えたら誤まりで、輸入量は一九世紀初頭から長期的には漸増してゐた。要はそれが廃止を契機に急増しなかつたといふことである。Conf. F. L. Woodward, *The Age of Reform*, 1815~1870, p. 119. なお「黄金時代」は今日では普通第三・四半期をさす呼称である。ところがこの時期を農業の「黄金時代」とする把握には「限定」が必要であることを主張する論者がある。例をば G. E. ファニスルとかシカゴ大学メンチ・ホー教授などがそのうであり、後者はそれが農業の構造上の変化を伴つてゐる

(39) 十九世紀後半における地主対借地農関係の展開

- たらされたものでは必ずしも穀物生産の黄金時代ではないと主張する。Conf. G. E. Fussell, 'High Farming' in *Southern England, 1840~1880 Economic Geography*, 1948, p. 53; Ping-ti Ho, *Land and State in Great Britain, 1873~1910*, (1952) Ph.D. Thesis deposited in Library of Columbia University, pp. 31~46. なおこのような見解は最近 E. L. ショーンキップも強く主張されている処である。本稿との関係に興味ある点に触れておく。彼は一八六〇年代の地主借地農の緊張関係を農業の構造的変化の進行によって古い慣習的借地契約条項が障害になつたためであるを見做してゐる。有益な示唆と言えよう。Conf. E. L. Jones, 'The Changing Basis of English Agricultural Prosperity, 1853~73', *Agricultural History Review*, vol. X (1962), pp. 102~119. 特に一七頁参照。
- (6) とりあはずこれらの点についての最も詳細な分析としては前記 Ping-ti Ho 教授の博士論文三七—四〇頁を参照。更に次註の T. W. フレッチャーの論稿(特に第二章)も要を得て見てせよ。
- (7) T. W. Fletcher, *The Great Depression of English Agriculture*, Ec. H. R. 2nd Ser., vol. 13.
- (8) R. E. Prothero (Lord Ernle), *English Past and Present*, New Edition, p. 489.
- (9) 言うまでもなくこの間には「大不況」にともなう卸売物価の下落、農業生産性の増大、地代下落などが起こつた

のであり下落率そのものから直接借地農の損失を推定し得ない。

- (10) 七〇年代後半は不作の年が続いた。最初借地農は収穫の減少が価格の上昇によって補われることを期待していた。しかしこの期待は実現しなかった。八十年代に入り豊作が続いても一旦増加した輸入は減少の傾向を示さなかった。Conf. W. Ashworth, *An Economic History of England, 1870~1939*, pp. 53~4.
- (11) F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century*, Chapter I.
- (12) 前稿において論及したように、私は地主借地農関係の展開をラングッド・インテレスト意識の分解過程として把握するものであるが、その過程の歴史的理解を一層リアルなものとするには地主階級の土地以外への投資、即ち、地主階級の非地主的機能を史実に則して明らかにする必要があろう。拙稿「フアーマーの歴史に関する一試論——地主・借地農関係の展開を廻って——」『一橋論叢』第五一卷第二号参照。
- (13) 或は、前稿をも含めて本稿の叙述に対して、地主借地農問題の展開が、資本主義の歴史的諸段階において、それとの構造的把握と関連させて分析されていないという批判がなされるかも知れない。このような批判はある意味では理解出来ないものではないが、私の問題関心はイギリス資本主義農業全体を貫く矛盾として、保障問題をいわば発生的に捕えることにあり、当面の関心の所在が必ずし

も同じではないのである。

—

一八五〇年ビュージ議員提出の「借地権法案」が議会で没にされてから、再び借地権の強化を意図した法案が議事に記録せられるのは、実に四半世紀を経た一八七三年自由党のグラッドストーン内閣のもとにおいてであった。⁽¹⁾七三年と言えば既にイギリスは「大不況」の戸口にさしかかっており、地代はほぼ天井に近づきつつあった。ところでこの間の時の経過を最も端的に物語るものは、七五年の第一次農地法案提出の際に庶民院で行なわれた保守党ジズレリーの次の趣旨説明演説であろう。⁽²⁾

「当時（一八四〇年代——引用者）わが国では農耕地の借地——長期借地——を支持する多くの宣伝があった。今や当時から多くの歳月が流れた。……そしてある時はこの問題についての公衆の興奮は殆ど存在しなかった。長期借地を求める借地農の声は殆ど消えてしまった。……しかし最近察しのよい集団である哲学者たちと常に活動的な経済学者たちはビュージがかつて『農業のハイアラキにおける唯一の汚点』として描い

たものを弾劾するのに、彼らに提供された好機を逸しなかった。そしてたゆみない宣伝と演説と著述によって、この問題に対する或る程度の世論が形成された。……それ以後隣国——アイルランド——に関して土地保有の問題が大きく検討されわれわれは多くの法令を作った。そしてこれが疑いなくこの問題に対する感情を刺激する傾向を持った。」

この議会演説において明らかのように、借地権問題を再び国政の舞台に登場せしめた契機は一つには、アイルランドの土地問題が与かっていたことをわれわれは忘れてはならないのであるが、同時にこの二十数年間イギリスにおいて地主・借地農問題が絶えて無かったと考えるとすれば、それは早計の誇りを免がれまい。確かに議会の日程にのぼることはなかったが、五・六十年代においても地方農業団体の関心事であることを止めなかった。例えば、五七年に「ウィンフリス借地農クラブ」Winfith Farmers Club では、その月例会において、「二年借地」と契約解除の際の借地農の投下資本に対する補償を満場一致で決議している。⁽⁴⁾一般に当時の好況期において借地の保有形態は「一年借地」Yearly tenancy「任意借地」

tenancy at will が圧倒的比重を占めておりしかも借地農もそれを望んだと主張せられ、その理由として、これは既にこの時点において借地農のテナント・ライイトが確立していたが故であるとする解釈を生んでいるが、この時点においても長期借地を希求する借地農の声は、少なくとも地方農業団体をしてそれを決議せしめるにまで至っていたのである。それをおもえば、一八五七年の「借地農雜誌」がウースター農業協会における地主 I・パッキングトンのテナント・ライイト支持の演説をとらえて「以前はその要求が『大逆罪』か『異端』のように扱われた」が、ここに至り保守的地主の口からこのような主張が生まれるゆえんは全国にそれが一般化しつつある証拠であると論及したのは、⁽⁶⁾余りにも樂觀の見解であり、七〇年以降の歴史的推移の中で自ら批判される結果となったのである。しかし、既に別稿において再度に亘り強調したように、これは地主による補償項目が漸次拡大したことを否定するものではない。⁽⁷⁾問題はそれが「慣習」として確立されようともそれには多くの歳月を要し借地農の営む経営が資本主義的なものである限り、常にそこに何らかのギャップが生ぜざるを得ないという点にこそある。

しかしそれにも拘らず、この五・六十年代の繁栄期で過去の農業史に徴して見れば土地への資本投下が増大したであろうこの時期に、それが全国的運動として結集することがなかったその理由は何に求められるべきであろうか。⁽⁹⁾推察し得る苦干の理由をあげれば、まず借地農の国政に対する失望と無力感であり、穀物法の廃止が全国の借地農クラブに与えた打撃である。みずからの努力により地主議會で法令を勝ち取ることは不可能であるという諦めが借地農の側にはあった。しかしそれ以上に、必ずしも勞せずして得た農業の繁栄という事実が借地農の緊迫感を解き一時的にもせよその團結力をゆるめたのである。好況の長期化につれて、借地農は或る程度伝統的な農業に固執しても充分経営を保障されており、加うるに、農業地に対する需要が高まるとともに、⁽¹⁰⁾地主借地農の人的結合関係、借地農の地主への依存度も強まった。⁽¹¹⁾一八三二年における借地農の投票権獲得は、土地の政治的機能を強め、地主はしばしば目先の経済的利益を犠牲にして借地農との人的結合関係を保った。一般的に言えば、借地農の多くは地主の「好意」にすがって實質的には借地権の保障を得ていた。⁽¹²⁾代って地主は、彼ら

に地代に加うるに政治的支持その他を求めた。両者のかような「結合関係」= paternal landlordism (『エノノミスト』より) によってイギリス資本主義農業は営まれていたのである。それなら、何故に借地農の資本に対する保障問題がかようにくすぶり続けるのであろうか。第一次農地法成立の際における自由党議員の議会演説はこの間の事情を雄弁に物語ってくれるであらう。

「……借地農は完全に地主の意志に従属しており、常に補償なしで彼の財産の没収にさらされていた。これこそ経済的な悪であると同時に社会的、政治的な悪を構成していたのである。……借地農の財産の没収は常態ではなかった、しかし、例外に該当する可能性がある、というそのことが、まさに不安の状態を作り出していたのであり、それが大きなかつ真の不満であったのである。……現在の組織は必然的に借地農をあわれな世襲的カーストにし、資力を持った活動的な人は長期借地と借地権がない限り、この事業に乗り出すことはないだろう。……」(傍点引用者)⁽¹⁴⁾

即ち、一般的に言って実質的な借地経営の保障と「借地権が保障されていない」という声は必ずしも矛盾する

ものではない。ただ借地農は何の心配もなく資本投下が出来たかと言うと、それが法の保障でない限り不安を覚えずにはおられなかったのであり、その結果投下を控えるという事態が現実には起こっていたのである。勿論、現実に借地農が「借地を去る」場合には、それは両者間の「人的結合」の解消を意味し、補償は得られなかった。しかし、借地を統ける場合にも、保障問題は借地農の土地改良に対して地主が地代を上げるといふ形態で存在しており、それを行なわないという保障が、単に地主への「信頼」⁽¹⁵⁾ 以外にはない限り、借地農の声は当然起こらざるを得ないのである。

穀物法廃止以降の農政史をかえり見る時、当時の借地農の緊急な関心事は、あとに述べる狩猟権問題と並んで疫病家畜の輸入禁止に関するものであった。⁽¹⁶⁾ 海外に流行している家畜病の国内における蔓延防止を目的としたこの主張は、それ自体正当なものであるにも拘わらず、一歩不正に運用されれば家畜の輸入制限、ひいては自由貿易原則の崩壊に連なるため容易に法制化に成功しなかった。そして、この目的を達成することを直接の動機として一八六五年に急遽誕生したのが「農業会議所」Cham-

ber of Agriculture であつたのである。⁽¹⁷⁾「農業会議所」は農業の利益増進を国政に反映せしめることを目的としてゐる点において、専ら農業技術の普及に努めた「農業協会」the Royal Agricultural Society と際立つた対照を成しており、かつこの「農業改良会」the Board of Agriculture の果たした機能のうち「農業協会」に欠けていた側面を受け継いだものであつた。「改良会」と「会議所」はともにランデッド・インテレストの利益を代表し農業諸階級の利益が共通であるという看板を掲げていた。⁽¹⁸⁾裏を返せば対立する問題はその指導権を握つた階級に都合のよいように処理され勝ちであつた。農業の利益代表たることを公言した両団体で実権を握つた者は誰であつたか。前者が地主であつたことはここで多言を要しまいが、後者も、実は、「地主の団体である」という借地農の非難を常に浴びており、⁽¹⁹⁾事実、大地主に牛耳られたこの団体は、地主に直接関係する利害の主張には特に敏感であつたと言われる。「農業会議所」はテナント・ライトの問題では非常におくれをとつてきた」という一地方農業団体役員の声は、⁽²¹⁾借地農の声を代表するものであつた。われわれはこの間の事情を次章において明らかにしよう。

(1) ただし「ジョン・ラッセル卿法」については前章註(2)を参照周。

(2) *Parliamentary Debates*, CCXXV, pp. 450~53

(3) 周知のように、一九世紀イギリスの「土地問題」を論ずる際にはアイルランド問題から眼を離すことが出来ないのであるが、本稿では必要な限り第三章において触れることにする。

(4) *Farmers' Magazine* 3rd Ser., vol. 13, (1858), pp. 96~9. その他 vol. 11, p. 210, 222, 289; vol. 13, p. 237; vol. 14, pp. 15~16 など参照。遺憾なことには「エイメリー文庫」に所蔵されている『借地農雑誌』第三集は一八五八年までであり、六十年代の情勢を同誌で確認することは出来なかつたのであるが、別の史料——例えば『エコノミスト』の「農業」欄——から充分推定し得る。既述ジズレリーの演説もこの点を留意しておく必要がある。

(5) わが国では、例えば椎名重明氏の労作『イギリス産業革命期の農業構造』三五〇頁参照。

(6) *Farmers' Magazine*, 3rd Ser., 12, pp. 413~4.

(7) 史実としては、本稿第四章を参照。

(8) 「……しかし慣習の成立には時間がかかる、だから私の考えでは政府が仲立ちして、現存する欲求を満たすように努力するのは賢明かつ慎重な道である。」第一次農地法に賛成する保守党議員の演説より。 *Parliamentary Debates*, CCXXV, p. 478.

(9) この「黄金時代」における借地農による土地への投下資本の内容について一言すれば、既にそれ以前に利用が始まっていた化学肥料はこの時代に全国的に普及した。又、排水・灌漑事業は政府資金の貸付けも加わって大に行なわれたが恐らくその主体は地主であつたろう。更に四・五十年代頃から借地農の採用する処となった労働節約的な農業機械は、今まで特に肥料・排水事業などについて見られた補償問題を一般に、(と)いうのはこれに反する史実も見られるから) 起こさなかつた。以上のようにあとの二つは補償問題がアキユートにならなかつた説明になるが、最初に指摘した最も重要な化学肥料の全国的普及はこれと矛盾する。とすれば本文で示すように説明は別の側面に求められねばなるまい。

(10) 一八一—二年の「農業不況特別委員会」の証言記録の中には、それに先立つ「黄金時代」の借地獲得競争の激しさを物語る多くの証言が見られる。

(11) 一般に不況、即ち借地の借手の立場が強まった時には借地契約は「純粹に地代の問題」であつたが、そのような期間は比較的短かく農場に対する「激しい競争」が「より常態であつたのである。Conf. F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century*, pp. 197~99.

(12) これは政治史研究の通説である。ただ「一年借地」形態の普及が地主の政治的動機から出たものであるとする説(現在におけるその主張はO・R・マックレールに見ら

れる)には私は賛成出来ない。トンプソンもいうようにそれには「強力な経済的諸理由」が存在したのである。ただこれらの点については別稿で詳論した。Conf. F. M. L. Thompson, *op. cit.*, p. 203.

(13) この場合は借地権の保障とは、「一年借地」或は「任意借地」であるにも拘らず、特別な事情がない限り地主の側から借地立退の要求をすることはないとか、或は、輪作は必ずしも借地契約書の規定による必要はないとか、更には凶作の際の地代減免その他で、これらは資本主義的農業経営を継続する際に不可欠な諸前提と思われる。

(14) *Parliamentary Debates*, CCXXXV, pp. 488~90.

(15) ただここで特に強調しておきたいことは、われわれが地主と借地農関係を考察する際、その最大の争点となつたものは、言うまでもなくこの投下資本の補償問題なのであるが、その底流には、更に異なつた問題、例えば狩猟権廃止(補償以外の)借地契約条項の改善などを含んでいたのである。即ち、今まで常態においても地主のバターナリズに依存せずしては経営が成り立たないこの借地制度の改善(両者の契約への法の介入)を求めていたと見て大過あるまい。

(16) 疫病家畜の輸入禁止問題については前記A・H・H・マシネーズの著書第二章を参照せられた。

(17) 「農業会議所」創設の際の経過について一言すると、C・クレイなる人物が *Bell's Weekly Messenger* に手紙を寄せ、Farmers' League or Chambers of Agriculture

(45) 十九世紀後半における地主対借地農関係の展開

- の結成を提唱したのが、そもそも始まりであると言われる。そして、会の目的は、「議内外で農業的諸利害に影響するあらゆる法案を監視して、それに対して望ましい対策を取る」ことにあった。続いて六六年に第一回総会が開かれ、スル・ペリが議長に選出された。なお会の構成については、前記マシネーズの著書一六五頁の註に詳しい。
- Conf. *The Progress of Legislation against Contagious Diseases of Livestock*, J. R. A. S., 3rd Ser., vol. 4 (1893), p. 270; A. H. H. Mathews, *op. cit.*, p. 10.
- (18) A. H. H. Mathews, *op. cit.*, p. 165.
- (19) 「農業会議所」の書記であったマシネーズは会員構成上からこの非難は当らなると反論しているが(一六五頁)、この論駁はナンセンスである。ちなみに常に借地農の立場を声高に主張し続けて来た『エノノミスト』は、会の創立運動に対して「それは本質的には産業(資本家)運動 industrial movement である」として全幅の支持を与えたが(一八六六年八月一八日号)、一年後には早くもその期待が裏切られたことを認め(六七年八月一〇日号)、更に一年経つと、完全に地主の手に牛耳られていることを指摘している(六八年十一月二一日号、六九年七月一一日号など)。
- (20) P. Self & H. Storing, *The State and the Farmer*, p. 37.
- (21) *Economist*, March 9, 1872, p. 16.

二

一八七〇年に入って、即ち、農業の黄金時代の最後の数年間を迎えた時、地主と借地農関係は新しい事態を迎える。クリフ・レズリーは七〇年に『アイルランド、イングランド、大陸諸国における土地制度と工業経済』を上梓⁽¹⁾し、J. S. シルが直ちに『フォトナイトリー・レビュー』でこれを論評することになるが、この頃から一九世紀末イギリスの最大の政治的争点となっていく土地問題が世間の注目を集め、「土地問題」として意識せられ始める。そしてその中でも借地権問題は「イギリス社会政策における卓越した論点になっていた」⁽²⁾。七十年における第一次アイルランド土地法の制定は、ジズレリーの言葉にもあったように今まで燻り続けていたイギリス借地農の要求を勇気づけたが、既に前章においてみた借地農団体の要求は六十年代にも続いており、アイルランド問題はイングランドにおける「土地問題」醸成のいわば触媒のような役割を果たしたに過ぎない。既に、六十年代の後半にわれわれは、この借地権の保障の要求が再び世間の関心を集めつつあることを推察することが出来る。

その論拠は今まで公刊が遅れていた『ビュージー調査報告』が、六六年に始めて日の目を見たということであり、これは「それ自体借地権問題についての借地農の関心の復活を示す事実」であった。

更に、一八六八年には「農業会議所」の一地方会員より、テナント・ライトについての討議が提案されたが、会創立の直接的動機であった家畜病、或は、地方税の討議のために実現せられず、それに続いてこれもかねてから、世間の非難を浴びていた地主の狩猟権に対する制限が議題となった。この「狩猟権」the Game Law とは、一口に言えば、狩猟の権利を少なくとも年一〇〇ポンドの価値ある土地の所有者に制限した悪名高き封建期の法であり、既に十八世紀以来地主に借地農間の利害の衝突の種になっていた。一八三一年には第三者が地主から狩猟許可 game licence を得ることが可能となったが、現実には借地農がその権利を持つことは稀であり、借地契約に際して通常地主が狩猟権を保留することになっていた。この結果鳥獣が繁殖し、穀物は時には四分の一以上も収穫を減じたとも言われ、他方、密猟者に対しては苛酷な法の執行が待っていた。しばしばイギリスの小説の

題材となる密猟行為にはこのような背景が存在したのである。

借地に対する過度の競争はこのように全く前近代的な慣習を温存せしめていたのであるが、恐らくこれに対して、当時世論の反対を組織し執拗にこれをキャンペインしたのは後述のように『エコノミスト』であった。他方これに反して、「農業会議所」が討議の後、多数決によって採択した決議は次のような趣旨のものであった。

「当会議所は野鳥野獣の過度の保存を許し難い悪と見做す。しかしこの問題の中に地主・借地農間の法的介入を導入するとしたら、それは望ましいとは思わない。」

この決議は当時における支配的社会通念と「会議所」の性格を如何にも巧みに表現しているのであって、「会議所」が必ずしも借地農の立場を代表するものではないことを端的に示したものと見えよう。

そんなわけで借地権問題の討議はのびのびになっていったが、翌七〇年になると「会議所」内での借地農の発言を無視出来なくなり、農業への資本投下を妨害しているものとして前記の地主の狩猟権のほか「土地に投下された資本に対する不当な地方税」、「保有の不確実性と消耗

されざる価値の補償欠如「輪作の不必要な制限」の三点を決議するに至っている⁽¹²⁾。そして、続いて二年を経た七年六月には満場一致で会議所理事会は、土地に投下された資本の保障と土地保有の法律の改正が絶対に必要であるという、かなり明瞭な決議の線を打ち出したのである、七二年から翌年にかけては狩猟権に関しても、以前の決定を大幅に覆えした法の改正が必要であるという決議を採択するに至ったのである⁽¹³⁾。

もっともそれだからといって、借地権の強化を意図する諸法案を実現するに当って「会議所」が最も積極的であったと見做したら、それは見当違いなのであって、そのしばしば指摘される「地主的性格」は容易に払拭出来るものではなかった。実は七三年に目の目を見るに至らなかつたがのちに「借地農同盟」を組織するJ・ハワードとか議会における借地農の代表として支持の厚かつたC・S・リードにより「地主・借地農法案」Landlord and Tenant Billが庶民院に提案せられ⁽¹⁴⁾、第二読会を通過する望みがあつたにも拘らず、或る事情から撤回せられていたのである⁽¹⁵⁾。そしてその際草案の作製に係りそれを上程せしめるように働きかけた母体は「借地農クラブ」

the Farmers' Clubであり、「会議所」はこの時草案について長時間に亘る討議を行ない、その支持について言質を与えることを避け原則において賛成するという意志表示をしたに過ぎなかつたからである⁽¹⁶⁾。

にも拘らず、このように腰の重い「会議所」において借地農を鼓舞しその地主的指導者をしても時流を無視せざるに至らしめたもの、これはジズレリーの言葉にもあるように当時のにわかには広まりつつあつた大きな世論の支持であつた。われわれは次にこれを見よう。

(1) レズリー教授の著書は、彼が六〇年代に雑誌に発表したものに、新しく初めて公にする論稿を加えて構成されている。そのなかの「イングランドの土地制度」は六七年 *Fryaser's Magazine* に発表されたもので、「イングランドの土地問題」はこの新著の刊行の際に加えられたものである。ただ、アイルランドにおける借地権強化に関しては、その国政への反映についてもそうであるように、イングランドとは違って既に、六十年代を通じて言論界の取上げる処となつていた(次章参照)。なお筆者は前稿においてイングランドの「土地問題」を始めて狙上に乗せた論稿として前記レズリー教授の書物を呈示したが同じ七〇年の二月一九日号の『エコノミスト』が「イングランドにおける土地問題」という見出しの記事を掲載している。これは「土

地問題』の論議が再び始まった」といふ書出しで、内容は専らナオン・ラニートを論じたものである。

(2) J. S. Mill, Professor Leslie on the Land Question, *Fortnightly Review*, June, 1870.

(3) 『土地問題』——現在は漠然とさう呼ばれてゐるのだが——が政治の先端を切る問題になるような時が急速に近づいてゐるやうに思われぬ。』C. Elton, *Historical Aspect of the Land Question*, *Fortnightly Review*, vol. 11 (1872), p. 288.

(4) Ping-ti Ho, Ph. D. Thesis, p. 82.

(5) 六〇年代の『エコーニスト』の「農業」欄を参照されたい。

(6) この『報告書』刊行の具体的事情については詳細は不明である。筆者は同年のハンサードを探索したが何の手懸りも掴まなかつた。

(7) Ping-ti Ho, Ph. D. Thesis, p. 82. 問題はこれが借地農の経営基盤における何らかの変化と関係があるか否かという点であるが、これは別稿において触れられる予定であり、本稿では唯示唆を与えるに止めた。

(8) A. H. H. Mathews, *op. cit.*, p. 168.

(9) 第三章参照。

(10) 以上の叙述はF・L・M・トンプソンの書物の一三六頁以下、特に一四一—四頁に負うてゐる。又、特に地主側の立場で書かれたものとしてはG. S. Lefever, *Agrarian Tenure*, pp. 53~5.

(11) A. H. H. Mathews, *op. cit.*, p. 168.

(12) *Ibid.*

(13) *Ibid.*

(14) *Parliamentary Debates*, CCXVI, pp. 1644~1650.

なお法案の細目に関しては不明であるが強制的性格を保持した当時にしてはかなりラディカルなものであつたらしく、ちなみに四〇年代に審議せられた諸法案は「任意的」permissiveな性格のものであつた。(四七年ロビンソン法案は委員会での修正でその強制的性格を削除せられたと言われぬ)。

(15) 提出者J・ハワードが急病に掛つたためといわれる。

Conf. Parliamentary Debates CCXVI, p. 1644, CCXXV, p. 1705; A. H. H. Mathews, *op. cit.*, 179.

(16) なお前記法案の提出者たちは同時に「農業会議所」にも所屬しており七二年の決議の際に活動的に参加したものである。*Conf. op. cit.*, p. 168.

三

第一章において指摘したように、既に六〇年代後半には借地農の団体から借地権確立の要求が漸次組織化せられる形勢にあつたが、ジズレリーの言葉に巧みに表現せられてゐるやうに、借地農の心中を読取りそれを支持する世論形成に大きな貢献をした者の中には経済学者や哲

学者の名を見落すことが出来ない。というのは、われわれが借地権問題をすぐれて歴史的に検討する時、それを法の体系にまで反映し得るためには、当時の自由主義的な社会通念の打破ないし修正がまずもって必要とされたことが分るのである。何故なら、地主・借地農関係に法が介入することは、何よりもまず、「契約の自由」を犯すものであるというのが、それに反対する地主層の言い分であったからである。⁽¹⁾即ち、かつて穀物法廃棄に当っての強力な理論的武器であったマンチェスター学派の経済学ないし社会哲学は、地主と借地農間の、私的なそして実質的には不平等な契約関係を正当化する支柱に逆用されることも出来たのである。筆者が本章において当時のオビニオン・リーダーたちの思想的旋回を瞥見するのはこのためである。

その場合、とりあえずアイルランドの土地問題が検討されねばならない。何故ならば、既に六十年代に再度社会問題として現われつつあったアイルランドの「土地問題」は、その内容においてすぐれて借地権の問題であったのであり、⁽²⁾地主・借地農関係を論ずる限りこれに一言触れざるを得ないのである。そこでこの問題に対して、⁽³⁾

当時の言論界の代表たるJ・S・ミルの態度を見ることにより当時の思想界における潮流の変化を見よう。

借地農の投下資本に対する保障を要求する団体「アイルランド国民連合」National Association of Ireland が発足したのは、一八六四年であり、それを折り込んだ「フォーテスク法案」Forbes's Bill が議会上程されたのは二年後のことであったが、当時議員に選出されていたミルは、議会内での大勢に反抗して、これを「最後の手段」⁽⁴⁾as a last resort として支持する演説をして注目された。

彼のこの政治的行為はその思想的旋回を予想させるに充分であるが、更に二年後の一八六八年に世に出た『イングランドとアイルランド』において、彼はイングランドの土地問題の究極的解決策として小作農の自作農化を提唱している。しかし、とりあえず本稿との関係において注目しなければならぬのは、——そして「財産権」神聖論者を驚愕させたものは——地代が市場の力によってではなく、法により規制されるべきこと即ち、「裁定地代」を承認するに至った点であった。⁽⁵⁾そして、実は、このような経済学者の国家の介入に対する重要な態度の変化は、現在伝統的に最もオーソドックスな古典学派と見做

されているJ・E・ケアンズにおいてさえ同じ時代に読み取れるものであったと言われる。⁽⁶⁾かくして、このような観点は六五年から七〇年にかけて思想界において急速に拡大して行ったのである。例えば、自由党左派H・フオセツト、経済史家T・ロジャーズ、F・シーボームなどが論壇においてアイルランドの借地農の肩を持って「永久的借地権」the Fixity of Tenure を主張したのはこの時であった。⁽⁷⁾

このようなアイルランドの土地問題に対する論調の变化(―法の介入の承認)は、イギリス農業の繁栄のために尖鋭化することはなかったが、更に一層歴史的には根深いイングランドにおける地主・借地農関係に影響を与えないではおかなかった。既述したレズリー教授の『土地制度と工業経済』に対するコメントにおいて、ミルは、彼の新著を引用しつつ、「若し、地主の利益が借地農に対する十分な補償を与えることが出来ないなら、それに代る他の補償(法による補償―引用者)を与えることは、政治経済学の教義に反するところか充分にその承認する処である。……地主の土地に対する絶対的権力は、政治経済学が真に非難するところのものである」と強調して

止まらなかったのである。⁽⁸⁾

このようなものが論壇の動向であったとすれば、これに対する一般世論の反応はどのようなものであったろうか。これを明確に見分けることは大変困難なことなのであるが、当時のジャーナリズムの動きを瞥見することにより、世論の流れを察知する一助としたいと思う。筆者はその代表として保守的日刊紙『タイムズ』と自由党系週間紙『エコノミスト』を見よう。

五〇年代から六〇年代前半にかけてアイルランドの借地権要求に対する『タイムズ』の論調は明らかに敵対的であった。イングランドが借地農保護の法を有していないのにアイルランドにそれを与えることは出来ない、というのがその論理であり、⁽⁹⁾イングランドが農地の集中、小農民の都市移住という変化に適応したように、アイルランドもこれに倣うべきだ、というこのアイルランド問題に対する視点は、当時におけるイングランド一般の世論でもあったであろう。ここには比較的静穏を保っていたイングランドの農業・土地問題に対する楽観的評価が読み取れるのであり、これは六十年代前半においても依然として変る処はなかった。しかし、『タイムズ』の態

度は少なくとも六九年に至ると可成変化を来たしていたと見られるのであり、それが七〇年のグラッドストーンによる第一次土地法案の upper に影響を与えていることは、C・ブラックの推定するところである⁽¹⁰⁾。そして、この変化が幾分なりとも本国における借地権要求の動きに負っているとしたら、われわれは今までの指摘とは逆な、即ち、イングランドにおける土地問題のアイルランドへの跳返りを指摘することも出来るのではなからうか。

次に『エコノミスト』であるが、その創刊(一八四三年)以来、本紙ほど当時の表現に従えば土地保有におけるフューダリズムを殆ど「眼の敵」のように執拗に攻撃し続けたものはないであろう。それは借地農の声なき声の代弁者として、或は逆にその啓発者として発刊当時から、⁽¹¹⁾一九世紀末に到来する「土地問題」を予期していたかのように、借地農の解放を叫び続けて来た。当時における産業資本家の攻撃目標を歴史的に考察する時、この『エコノミスト』の態度には何の不思議も感ぜられない。にも拘らず、その「農業」欄が殆どテナント・ライト、土地法・狩猟法改正の要求で満たされ、農業労働者の問題も地主階級の攻撃という論理に組み込まれている

ことは、「世界の工場」期のイギリスを知る上で、少なからず重要な点であろう。例えば、四七年ビュジー法案上程の際は、一月二三日号から六号に亘り連続して地主借地農関係が論じ続けられているが、その主張は「或る限定された諸目的にとってそれは非常に有益な法案であり、又、あり得よう」という支持を与えたことから想像せられるように、⁽¹²⁾当時としては更にラディカルな法案を要求するものであった。六六年の『ビュジー報告』の刊行に際して、彼の法案が「イギリスの土地所有者に非常に高価な、借地人に対する半封建的支配を廃棄することなしに」借地権問題を解決しようとしたものであり、それが通過しなかったことは歎かわしいとは思えない、と主張したのは、⁽¹³⁾六十年代におけるその態度の継承であった。この時代は、狩猟権の廃止が特に熱をこめて主張せられたが、「モダン・フューダリズム」とか「パターナル・ランドローディズム」などの見出しがしばしば見いだされたのであった。

しかし、『エコノミスト』を通読する読者は、七〇年代に入るとその論調にデリケートな変化を読み取るであろう。以下の叙述はわれわれがこれから論ずべき時期を先

きまわりしたことになるが、この機会に一言触れておこう。それは土地問題がJ・S・ミルの指導する「土地保有改良協会」という運動の中核団体を得て、思想の領域、或はテナント・ライトに関して言えば地方的な借地農団体の要求から離れて全国的運動へと結集し、その具体的綱領が徐々に普及し始めた時と踵を一にするものであった。ミルの思想が自由党の左派にさえ大きな影響力を与えていることを認めながらも、七一年の本紙は「協会」の究極的には土地財産が政府に買上げられるという主張に対して反対の立場を表明した時に、われわれはその変化の兆しを読み取ることが出来るのである。加うるに、七五年農地法案の上程に関しては、『エコノミスト』は、「両者の間に強制的な干渉を導入することほど有害なものはない」という立場から、それに対して強い警戒心をあらわし、それが適用の「任意な」法であるとするや、「少なくともそれは害にはならぬ」という立場から、これに賛成したのであった。⁽¹⁷⁾

察するに、本紙は一九世紀前半から地主政治の攻撃、借地農の解放という立場から専らこの運動を支持して来た。しかし、運動が現実に全国的なものとなり、法制化

の段階で両者間への法の強制的介入が避けられない事態であると知るや、尻込みをせざるを得なかった。資本家「労働者間の「契約の自由」こそ、かれらが居丈高に叫んで来たものに他ならなかったからである。世論の高まりとそれに突き上げられた自由党の左傾化は、当時保守的色彩を強めていた産業資本家とのギャップを生みつつあり、⁽¹⁸⁾持にシテイの金融資本家の意見を代弁した『エコノミスト』の主張にこれが反映しているのである。更にこの背景には地主と金融資本家との今後益々強まり行く癒着の先触れが指摘出来よう。そのため『エコノミスト』はイギリス土地制度の矛盾を指摘しながら、解決に対して何の具体策⁽¹⁹⁾も出し得ず、それかと言って八三年(第二次)農地法に対しては世論に押されて真正面から反対することも出来ず、「二重所有権」(後述)を要求した急進案が敗北したことに満足するだけであった。⁽²⁰⁾そしてこの頃から本紙は国内の政治問題から眼をそらし、専ら海外の政治・経済動向に敏感な触手を働かせて帝国主義的色彩を帯び始めるのである。

(1) 言うまでもなく、既に保守党は工場法、教育法、現物給与廃止法 Truck Acts などを制定することによってこ

(53) 十九世紀後半における地主対借地農関係の展開

- の「契約の自由」を自ら犯して来たのであり、地主層の主張は単なる口実に過ぎないのであるが、今までの自由党の錦の御旗を逆に利用しようとしたわけである。Parliamentary Debates, CCXXV, pp. 642~3.
- (2) もっともこの場合両者における農業経営の内容を反映して、借地権といってもアクセントの置かれる局面は異なっていた。即ちイングランドにおいては「投下資本の保障」が軸であったが、アイルランドでは「永久的借地権」fixity of tenure がその中心的論点となったのである。
- (3) J. S. ミルの土地問題に対する関心はなみなみならずぬものがあり、特に晩年における彼の活動は専らこの分野に注がれたと言われるが、本稿では特に「投下資本の保障」にこの主張だけを考察するものであり、著名な「自作農制度」その他には触れない。
- (4) C. Black, *Economic Thought and the Irish Question* 1817~70, pp. 49~51.
- (5) *Ibid.*, pp. 53~4.
- (6) *The Economist*, 25 October 1865; C. Black, *op. cit.*, p. 54.
- (7) F. Seebohm, *The Land Question*; Part I. English Tenure in Ireland, *Fortnightly Review*, vol. 6, (1869); C. Black, *op. cit.* p. 56.
- (8) J. S. Mill, Professor Leslie on the Land Question, *Fortnightly Review*, June 1870, pp. 644~5.
- (9) 著者は前時の『タイムズ』を閲覧する機会を持たなかった。以下は C. ブラックの指摘に負っている。C. Black, *op. cit.*, p. 45, p. 49.
- (10) *Ibid.*, p. 65. ちなみに同紙のアイルランド土地法に対する批評は「法案は依然として良き法案である……しかしそれ(アイルランド土地問題)を大いに改善する好機は失なわれてしまった」というものであった。*Ibid.*, p. 68.
- (11) 「最良の地主と借地農の間にはすでにあらたな起りのある自由かつ独立心を援助する」というのが『エコノミスト』創刊の目的の一つであった。『エコノミスト』創刊号。
- (12) *Economist*, March 31, 1866; *Economist*, July 27, 1867 etc.
- (13) *Economist*, January 23, 30; February 6, 13, 26; March 6; April 2, 24 etc.
- (14) *Economist*, March 6, 1847.
- (15) *Economist*, October 27, 1866; November 17, 1866.
- (16) *Economist*, August 5, 1871.
- (17) *Economist*, January 11, 1873; July 3, 1875.
- (18) 自由貿易政策の体制的確立と共に、資本家にとっては保守党を自由党から区別していた最大の障害はとり除かれた。他方、自由党は選挙権の拡大と共に益々進歩的な政策を掲げざるを得なかった。資本家層の自由党からの離脱は既にこの時代に端的に観察されたのである。
- (9) *Economist*, July 5; September 20; November 1, 1879.
- (20) *Economist*, July 21, 1883.

四

以上においてわれわれは長期農業不況の到来以前におけるテナント・ライト要求運動のほぼ全貌を捕え得たつもりである。そこで残った唯一の問題と言えば、この時代において借地農は現実にはどの程度投下資本に対する保障を与えられていたか、という甚だ基本的な論点である。ところで、既に冒頭においてお断りしたように、このような借地農経営の実態分析を必要とする作業は、とりあえず本稿の志ざすところではない。ただ、行論の都合上とは言え、これに全く触れないのは本稿の理解にもさしつかえるのではないかと懸念を拭いきれないので、ここで一つの好箇な史料を提示して置く。

七二年、「農業会議所」は借地農に対する補償慣行の実態を調査するためにM・ヒックス・ビーチやC・S・リードなど九名の委員から或る「特別委員会」を発足せしめた。委員会は同年十一月から翌年五月にかけて、三回に亘り念入りなレポートを作製し、特に最後のそれは、全国六六地域についての補償慣行の実態が具に記録されている。われわれはこの報告書の中から、特に注目

に値する諸事実を若干摘出することによって、借地農の要求を生み出す経済的地盤を瞥見しよう。

第一に、ピュージーの特別委員会の調査(一八四七年)の際に普及していた「州の慣習」the Custom of the Countyと今日行なわれているそれとの間には差異が見られるという点。例えば、リンカンシャでは当時はグアノその他の強力な肥料に対しては補償がなかったが、今は当州ではそれが考慮の対象となっており、当時ただ一部にだけ導入されていた排水に対する補償は、今では一般的な慣習になっているなど。

第二に、慣習が起源したと想像される齊一的なプリンシプルが欠如しているという点。かくして、グアノはある州では穀作に対して適用された時補償の対象となり、他の州では根菜類に使用された時のみその対象になるなど。

第三に、「確立された慣習」を規定するのが困難である点。慣習は常に変化しており、特に現代においてはそれが著るしい。

第四に、かように慣習は或る地域では漸次変更されているにも拘らず、イングリランドのより広い部分で、借地

農に対する補償は未だ何も考慮されていないという点。
第五は、普通「州の慣習」というが、慣習は地域によって異なるのであり、厳密な意味で州の慣習なるものは存在しないという点。

これらの諸点は、われわれが地主・借地農問題の分析に際して採用した仮説を裏証した史料として重要な意味を持つものである。即ち、われわれが前提としたものは、資本主義的農業はそれ自体絶えざる技術的（＝経営的）改良の過程であり、それは常に技術的開発と新しい需要構造に則した変化を要求される。従って、借地農の投下した「消耗されざる価値」に対する補償は、いわゆる「州の慣習」となって成立するが、それにはある程度の時の経過を必要とするため、確立した補償の慣習と現実の農業経営の間には常にギャップが生ぜざるを得ない。これこそ補償問題を資本主義農業自体の持つ宿命的課題たらしめている所以のものである、と。一九世紀以降、各地における補償慣行の確立が云云されながらも——これさえ決して全イングランド的なものではなかったことは提出した史料の示すが如くであるが——テナント・ライト確立の要求がえんえんとして絶えることなく続く

のは、実は、このような理由からであり、両者は決して矛盾するものではないのである。

(1) A. H. H. Mathews, *op. cit.*, 169 ff. その他「黄金時代」の農業慣行を知る史料としては C. Cadle, *The Farming Customs and Covenants of England*, J. R. A. S., 2nd. Ser., 1868, pp. 144~175 を参照。なお第一章において触れたように、借地農の資本保障の問題は「借地を去る」借地農に対する補償だけではなく、「借地中の借地農」 *sitting tenant* の地代増額の可能性を考えて見る必要があるがこれを検討し得る史料は非常に乏しいのである。

(2) 前掲拙稿一六八—一九頁。

五

借地農にとって見れば、穀物法撤廃を云云するまでもなく、自由党は保護貿易には徹底した反対党であり、慣習的な見方に従えば彼らの年来の敵であった。しかし、農業の黄金時代の経験は、地主をして今まで後生大事に掲げて来た保護貿易の旗を下させるに充分なものであった。地方における農業協会の正餐会では、彼らは借地農をまじえて自由貿易に対して祝杯を捧げていた。⁽¹⁾ このような状況は「農業不況」が意識せられた八十年代に入っ

ても、大勢的には変化を受けなかったのである。例えば、八二年に出された「農業不況調査王立委員会」の報告書では、不況の最中においても委員は全員が一致して穀物価格はそれが安いほどよいことをうたい、保護貿易の復活には一言も触れていない。⁽²⁾ 自由貿易政策は既に抜け難い棒として彼らには受け取られていたのである。それを否定することは、恐らく議員の政治的生命を危うくするものであった。他方、借地農も——少なくとも七十年代から八〇年という時点においては——過去の体験に徴して自由貿易と農業の繁栄が必ずしも相対立するものではないことを知っていた。

とすれば借地農はいずれの政党に自己を托すべきであろうか。ここで注目したいのは、実は穀物法廃止に先立って始めて借地権強化の法案を議会に提出したポートマン卿及びそれに続いたビュージーは、⁽³⁾ いずれも自由党に所属していた点である。特にビュージー法案は、借地農の反對を押し切り穀物法が廃止せられた翌年に国際競争の激化を予測し、農業における資本投下を促進せしめる意図をもった法案であったものと測定される。⁽⁴⁾ のちになり「借地農同盟」が借地権の強化を計ったのは過去におい

て常に自由党であったと強調したのも無理からぬことである。⁽⁵⁾ 折から七二年には議會を沸騰させた「秘密選挙法」Ballot Actが成立しそれが今までの地主に対する政治的従属を何らか弱める方向に働いたことは充分予想し得る処である。⁽⁶⁾ 借地農は二大政党のなかで彼らの選ぶべき政党を再考してみる状況が訪れたかに見えた。

七四年の総選挙に臨んでグラッドストーンもジズレリーと同様に、政権の座に着いた時借地権問題の解決に努力することを約束した。⁽⁷⁾ しかし、伝統的な保守党の地盤であった借地農層の切崩しにとってそれは絶好の機会であったと思われるにも拘らず、残存史料から判断する限り自由党がとりわけ積極的に対借地農政策を掲げた様子はない。同年の保守党の勝利に借地農は一役買っているとも言われている。⁽⁸⁾ 同じ口約束なら、伝統的な「借地農の友」Fanner's Friendたる看板をかざした保守党の方が信頼するに足る政党だと判断したのであろうか。ただ、ジズレリーの言葉にも拘らず政権を獲得した保守党内閣がこの問題について自ら進んで前向きな姿勢で対処する意欲があったとは思えない。⁽⁹⁾ 借地農への口約束は果たさねばならない。しかしそれ以上に保守党のバックボーン

である地主層の反撃が怖ろしい。このような保守党の思惑に関係なく周囲の状況は急速に進展しつつあった。自由党の議員からは法案の上程を要請した動機が借地農の総意の名において提出せられ、続いて保守党の感覚からすれば甚だラディカルな法案が同じく自由党のハントレー議員によって貴族院に上程された⁽¹¹⁾。このような状況に至って、ついに政府も法案の上程を即急に行なうことを約束せざるを得なくなり、七五年三月貴族院においてリッチモンド伯を提案者として「農地法案」Agricultural Holdings Bill が発議せられたのであった。

提案趣旨の説明において、彼はまずピュージー法案とピュージーが委員長であった「農業慣行調査特別委員会」のレポートの内容に触れ、それに則して、近年漸く増大しつつある借地農の新しい種類の投下資本に対して、保障が与えられていないことを率直に認めた上、当時は未だ世人に馴染まなかったこの問題も今ではその必要性が充分に認識せられており、昨今の急速な人口増加に対処するためにも、借地農の資本を保障してその投下を促進せしめることが急務であるとして法案の骨子を説明した⁽¹²⁾。それによれば、借地農の投下資本はその消耗度に従

って、その効果が①「永久的」permanent ②「持続的」durable ③「一時的」temporary なるものの三種に分類せられて補償を受け得る項目が規定せられており、夫々の分類に該当する投下資本に対しては借地農は、それが夫々二〇年、七年、三年の期間を経えないものに対しては、借地を去る場合に補償を受けることが出来ることになっていた。ところでこの説明の際、リッチモンド伯が再三に亘りむしろ長所として強調した点は、当法は決して、地主・借地農間の「契約の自由」を犯すものではない、即ち、この法律は適用が「任意な」permissive 法なのであって強制力を持たないという点であった⁽¹⁴⁾。

続いて第二読会において白熱的な論議が長時間闘わされた。この討議を検討してまず最初に指摘して置かねばならぬことは、この法案に対する反対者は、アーギル伯のような超保守主義者は論外として、法案が「死文」dead letter であるとしてその手ぬるさを攻撃している点である。即ち、法案の提出の是非ではなく、議員の関心は専らその内容に集中していたのである。例えば既述ハントレー伯は法の適用が「任意」であれば補償は幻想であり、休会中に開かれた三一四〇の「(地方)農業会議所」

では唯一つを例外として当法案に反対していると挑戦した⁽¹⁶⁾。ところで、当法案のそもその起草者は「会議所」の特別委員会であり、それが当会議所の理事会の修正を経て政府に手交せられ、再修正ののち政府案となったと言われている⁽¹⁶⁾。その間で、法案が大幅に骨抜きにされたことは、地主的色彩の強い「会議所」に所属する議員でさえも、審議の途上で「条件付の任意法」⁽¹⁷⁾（！）たらんとして修正案を提出していることからも分ろう。ただ「会議所」の内部事情も複雑であった。例えば初代会頭のペルは、七三年のリード提出の法案に対して両者間への法の介入に原則的反対を主張しており、これは少なくとも理事会の空気を反映するものであったろう。

このような修正案が大方否決せられた後、法案は委員会に付託せられ、逐条審議にかけられて、その修正案が貴族院に報告せられ、三度手を入れられ、遂に最終討議の際にはアーギル伯さえも消極的な支持を表明するに至り、そこを通過して庶民院に回送せられた。そして、ここでも、ディズレリーの提案理由に続いて、自由党議員から法案に強制力を持たせようとする修正動議が出されたが次々と否決せられ、遂に農地法案は、八月一三日女王の

承認を得て法(38 & 39 Vict. c. 95)となったのである⁽¹⁹⁾。

さて、再度議場での討議を顧り見て一言触れて置きたく思うのは、アーギル伯によって代表される保守主義者の論調である。彼らの論理は、法の介入が「契約の自由」を犯すというだけでなく、同時に現実には借地農が投下資本を保障せられていることを例外なく強調している。即ち、普通「一年借地」の地代は市場価格をかなり下廻

っており、従って州慣習が行なわれていなくとも個々の例においては実際的には保障を受けているのと同じであるというのが彼らの言い分であった⁽²⁰⁾。一寸考えれば解るように、彼らの主張は「現存借地農」*sitting tenant*が資本投下の結果の改良のために地代をあげられていないと言っているのに過ぎないのであり、「借地を去る」*借地農* *outgoing tenant*の補償を目的とした本法案に反対する言い分とはならない⁽²¹⁾。しかし地代の騰貴が必ずしも借地農の資本投下の結果のみに負うのではないにも拘らず「一年借地」が代々同地代で貸与されているとは、この時代に時に主張される事柄である。結論的に言えば、筆者はこのような主張はむしろ大勢的には過去の事情を物語っているのであり、このような事態が既にかなりな

借地で過去のものとなりつつあったことこそ、この借地権問題を七十年代に政治問題にまで突き上げて来た経済的基盤の一つではなかったかと推量するものである。

いずれにせよ、彼らは借地農の要求を理解しているとは言えない。借地農の求めるものは決して実質的な保障ではない。たとえそれが行なわれていようと、その根源が両者間のバターナルな「相互信頼」の結果であれば、借地農が真の意味で資本を保障せられていゝとは言えない、そしてそれが故の不安が資本投下の障害になっている、というのがそもそも彼らの要求の出て来るゆゑんであった。既に古くはポートマン卿⁽²²⁾でさえもこのことを理解していた。というのは、彼の提案の動機そのものが、補償の機会は道徳的なものではなく法的性格を必要とする、という点にこそあったからである。

(1) 「自由貿易政策は漸次地主により盗用せられた。」*Parliamentary Debates*, CCXX, p. 199. この時代の借地農に つらひは例せば *Farmers' Magazine*, 3rd Ser., vol. 13 (1858), p. 411~2 など参照。

(2) *The Royal commission on the Agricultural Depression, Final Report*, (1881) p. 25. 「悪しき天候と他國との競争の合体した影響は非常に惨めなものがあるが農業の

利害を代表した証人たちは食料が安いことは社会に為になることを一致して認めている。」

(3) ビュージーは忠実なベリリットであり、穀物法廃止の際にトリーから自由党に走った。

(4) 前掲拙稿第一八八頁参照。

(5) *Farmers' Grievances and how to remedy them at the general election* (1880), p. 13 (ホイメリー文庫所蔵「シムント」)。

(6) J. Howard, *The Farmers and the Tory Party, Nineteenth Century* (1883, Jun.) p. 1035.

(7) A. H. Mathews, *op. cit.*, p. 179.

(8) E. Clarke, *The Late Duke of Richmond and Gordon*, J. R. A. S., 1903, p. 4.

(9) 保守党内閣のもとで最初に開かれたヴィクトリア第二回庶民院議会において自由党議員の質問に対し、彼は今議会に借地権強化法案を出す意図はなすと答えている。

Parliamentary Debates, CCXXIX, (1874), p. 480.

(10) *Parliamentary Debates*, CCXX, p. 187.

(11) *Ibid.*, CCXXI, p. 114.

(12) *Ibid.*, CCXXII, p. 1680 ff.

(13) ①は、排水、建築物の新築・増築、道路、橋、水路、池の建設、園芸・果実園。

②は、骨粉・石灰・粘土・泥灰土による施肥、ホップ栽培。

③は購入人工肥料、家畜による穀物等飼料の消費。

- Ibid.*, CCXXII, p. 1688.
- (14) *Ibid.*, p. 1691. ナマシムシヤリノモ庶民院におらつ「適
用任意の法例は自由な国民の特徴である」としてこれを讃
えしむ。 *Ibid.*, CCXXV, p. 525.
- (15) *Ibid.*, CCXXIII, p. 928.
- (16) A. H. H. Mathews, *op. cit.*, p. 180.
- (17) *Ibid.*, p. 181.
- (18) *Parliamentary Debates*, CCXXIV, p. 567. その他
ハロウソウ¹⁴ J. Howard, *The Farmers and the Tory
Party*, p. 1021.
- (19) 当法の正式の名称は An Act for amending the Law
relating to Agricultural Holdings in England (13th
August, 1875) と「前文」(一—四条)、「補償」(五—一九
条)、「手続」(二〇—四一条)など全部で六〇条から成つ
てゐる。
- (20) *Ibid.*, CCXXIII, pp. 953—4.
- (21) 逆に「本法案が「借地を去る」借地農の補償のみを考
慮していることは、若しこれが八三年農地法のように強制
力を持つておれば、「借地中の借地農」について何の考慮を
もしていないということではなく、前者の補償が後者の不
当な地代値上げに対し大きな抑制として働くのである。こ
れは八三年農地法についてショールフェール¹⁵が主張す
る処である。 G. Shaw-Lefebvre, *The Agricultural Holdings
Act, 1883, Nineteenth Century*, 1883, Oct. pp. 684—5.
- (22) 前掲拙稿一八七頁。

六

かくして自由党と全国借地農の強い反対にも拘らず、
七五年農地法は議會を通過した。果たして法はどのよう
な事態を到来せしめたであろうか。その真意はともかく
として、リッチモンド伯の議會での答弁における、法が
良き法である限り両者は進んでそれを実施するであろう
という樂觀的予測は見事に裏切られた。⁽¹⁾ 農地法は七六年
四月一四日に効力を發揮することになっていたが、それ
以前に王領、ランカスタ伯所領、コーンウォール伯所領
などの大所領が規定に従って当法律を適用する意志のな
いことを通告した。⁽²⁾ 驚くなかれ、当のリッチモンド伯も
この例外ではなかつたと言われる。⁽³⁾ この点に関する限り
自由党の予測は的を射ていたのである。法の施行直後、
『マーク・レイン・エクスプレス』の調査によれば、同
社の発した質問書に対して解答を与えた二一三六例のうち、
対象となつた地域で当法が適用されたケースは僅か
六一例、しかもその大部分に「非常に少数の場合に」と
いう但書が付いていた。そして適用の意志なきことを通
告したのは殆ど全部地主側であつたと言われる。⁽⁴⁾ その答

解に付せられた当法令に対する借地農の意見は彼らの心情を端的に語っている。「ハワード・ホリードの『地主・借地農法案』は問題を理解している大部分の借地農にとり好意をもって迎えられたが、『七五年〕農地法』は最初から嫌悪をもって見られた」、「それは借地農の法律というよりも地主の法律である」、「当法律はかつてイギリスの借地農に向けられた最大の侮辱である」等々⁽⁵⁾。

このような主張は、恐らくかなり誇張的表現であり、法が全く「死文」であったとも前述の調査の結果では言えまい。更に七九年の議会討議を検討すると、当法令を適用する地主が増加傾向にあったことが窺われる。そして、これは法の有効性を主張する保守党議員の拠り処となつてゐる。しかし、これは法のなした業というより農業不況の深刻化に従がい、両者の関係に今までかつて見られたことのなかつた新しい事態が生まれつつあったことに負うてゐるのである。

借地権強化の要求は農業の「黄金時代」の産物であり、決して農業不況のそれではない。われわれはこれを見間違えてはならない。保守党の手による農地法の通過した七五年は、回顧してみれば、長期不況のほぼ最初の年と

も見做され得るのであるが、その年の末に行なわれた庶民院の農地法の討議の中でも、未だこのような認識は少なくとも議論の過程においては表われていない⁽⁷⁾。

しかるに七十年代後半に入ると、天候不順に由来する不作の年が続いた。にも拘らず、借地農の期待した穀物価格の騰貴は起こらず、逆に輸入の増加により価格は押し下げられたまま回復の兆を呈さなかつた⁽⁸⁾。この農業における不況は、自由党の議員から農業における資本不足が大きな原因であると主張せられ、七九年に同党の議員から農地法の実施状況を調査する委員会設置の動議が出されたが、不況の原因を廻つて意見が対立し、結局否決せられ、再び二カ月余り後に上程された保守党議員チャップリンの「農業不況調査王立委員会」the Royal Commission on the Agricultural Depression (通称「リッチモンド委員会」)設置の動議を長時間に亘り審議した結果、遂にその設置が議会の承認を得るに至つたのであつた⁽¹⁰⁾。

この王立委員会の設置によって、不況は単に農業関係者のみならず世間一般の関心と憂慮を集めるに至つた。保守党からは農地法をより有効に運用し得るような改正案が、チャップリンその他により幾案も上程せられる一

方、著名な農業著述家がイギリス農業の進むべき道を真剣に俎上に乗せたのである。⁽¹²⁾しかし、この八〇年前後の緊迫した世情において、とりわけ注目を浴びたのは七九年における「借地農同盟」Farmers' Allianceの結成である。これはその綱領において政党色を否定しているにも拘らず、自由党との政策的な結び付きの極めて濃い政治団体であった。一口に言えば、それは、借地農の地主からの解放を意図し議会で真の借地農代表を送り込むことを目的としており、その積極的メンバーは、しばしば保守党の攻撃の種になったように、本来の借地農よりも農機具・肥料製造業者などの産業資本家からなっていた。⁽¹⁶⁾

遺憾ながら、われわれは当同盟の結成に至る事情を知り得る史料を持ち合わせていない。しかし、七九年の議会の討議の中には、既に「借地農同盟」は「農業不況の産物」として保守党議員から強い警戒心をもって見られており、翌年には前オックスフォード大学のI. S. リーダムがこれに加わり、言論界でも活潑な啓蒙活動を展開していたのである。この「同盟」に見られる一つの重要な特徴は、それが少なくとも八十年代において自由貿

易の継承を躊躇なく明言し続けたことである。⁽¹⁸⁾即ち、「同盟」を代表するJ・ハワードの論理を借用すれば、現在の不況は穀物生産地帯にずっと厳しく現われており、イギリスをしてこの旧式の農業構造に執着せしめたものは、取りもなおさず穀物法なのであった。⁽¹⁹⁾そして、典型的な資本主義的大借地農の利益を代表するこの団体は、現行土地制度の存続を前提として、その漸次的な改革を意図する点において、自作農創設運動や土地国有化案と鋭く対立していたのである。⁽²⁰⁾

- (1) *Parliamentary Debates*, CCXXXIII, p. 961.
- (2) *Ibid.*, CCXLIV, p. 1706.
- (3) G. Shaw-Lefebvre, *Agrarian Tenure*, pp. 50—51.
- (4) W. E. Bear, *The Relations of Landlord and Tenant in England and Scotland*. (1876) pp. 60—61.
- (5) *Ibid.*, pp. 61—5.
- (6) 「最近、疑いなく、不況期の結果借地農が更にインデペンデントになったので、農地法はより一般に適用せられた、そしてそれ故(借地農は)以前以上に大きな公正さを得ることが出来た。」*Parliamentary Debates*, CCXLIV, (1879) p. 1724. その他 *Ibid.*, p. 1734 など参照。
- (7) しかし既に農地法制定の翌年にも農業の不況の様相をいち早く感知しそれが借地農に与える影響を総体的な視野

(63) 十九世紀後半における地主対借地農関係の展開

- において鋭くも予言していたジャーナリストもいた。後に「借地農同盟」の書記になったヌマーがそれで、彼は次のように述べている。「今、不幸にも望まれているほど改善されそうに思えない農業恐慌は、長期に亘る借地農の政治的従属を排除するのに役立つであろう。」W. E. Bear, *op. cit.*, p. 67.
- (8) 九三年の不作の際は小麦価格は一クォーター当り五八s. 八d.まで騰貴したが七九年の際は四三s. 一〇d.で近年の最低値を示した。
- (9) *Parliamentary Debates*, CCXLV, pp. 1705 ff.
- (10) *Ibid.*, CCXVII, p. 1425.
- (11) これらの諸法案についてはハンサーズ CCLXXX 中の巻末の索引を参照せよ。
- (12) ここでは代表的な三冊だけをあげて置こう。(いずれもエイメリー文庫所蔵のハンフマン)
- J. Caird, *British Land Question* (1881); J. Howard, *English Land Question* (1881); G. C. Brodrick, *The Reform of the English Land System* (1883).
- (13) I. S. Leadam, *Sham Friends of the Farmers*, p. 1 (エイメリー文庫所蔵のリーフネット)
- (14) 「同盟」の綱領は前註のリーフネット中にある。これは日付はないが恐らく八五年頃であろう。
- (15) *Ibid.*, pp. 1~2.
- (16) *Parliamentary Debates*, CCXLVII, p. 1430.
- (17) *Farmers' Grievances* (1880) を現わした時から彼と

「同盟」との関係は密接になり、のちにその役員になった。

- (18) 例えば「同盟」の副議長パークレイによる「私は保護(貿易)に信頼を置いていないし、選挙民の間でそんな考えも暗示されていなら」という議会演説。 *Parliamentary Debates*, CCXLIV, p. 1721.

- (61) J. Howard, *Reform or Ruin of Agriculture*, p. 13. (エイメリー文庫所蔵ハンフマン)
- (20) *Ibid.*, p. 16

七

このような状況の中で戦われた八〇年の総選挙は自由党の勝利に終わった。農地法の改正(＝強制力の付与)は選挙の際の公約であり、八〇年以來続いた保守党議員の農地法の一部改正案も、その総てが第二読会を通過することなく流産したあと、かくて、八三年の第二次農地法案が上程せられたのである。前年には「リッチモンド委員会」の手になる『最終報告書』*The Final Report* が公にせられており、農業不況への対策として、借地農の投下資本の保障(＝法の強制的介入)、差押法や土地法改正などが提起せられていた。⁽⁷⁾ 前述の如く既に反対党さえも現行

法の欠点を認めていたのであり、かくて、農地法改正の機は熟しつゝあった。このためでもあろうか、八三年(第二次)農地法は、先例に見られたように提案趣旨の説明は行なわれなかったが、起草者である自由党のシヨールフェーブルの解答によれば、その提案理由は、⁽¹⁾現行法の適用が調査の結果「多くの人が想像しているよりはるかに少ない」こと、⁽²⁾現行法における各投資種目の消耗期間の認定が短期に過ぎること、⁽³⁾補償対象種目を拡大する余地があること、の三点であり、最後に政府はこの法令により農業不況が救済し得るとは考えていないと念を押した点が注目される。⁽³⁾

ところで、この庶民院の第二読会の長時間に亘る論議を検討して明らかになることは、問題の焦点が決して現行法の是非にあつたのではないという点である。既にこの時には、「自由・財産擁護連盟」議長のウイミス伯などの超保守派を除けばチャップリンに代表せられる保守党議員は、その「強制力」付与についてもあえて強い反対を唱えなかつた。問題の中心はその方法と程度にかつていたのである。対立は自由党内のラディカルズと目されていた「同盟」の上程している「ドラスティックな改革

案」(「エコノミスト」と政府案を廻って見られたのである。「同盟」は既に八二年に独自の「土地保有法」Land Tenure Bill を上程して第二読会において撤回させられていたのであるが、彼らの政府案に対する反対理由をきくことによって、われわれは両者の相違を推定することが出来る。「同盟」に所屬していたポレーイズ議員は、議会において政府案を「本質的に貧弱な法案」であるときめつけ、その理由として主として以下の四点を掲げている。⁽⁴⁾第一に、借地期間中に地代増加から借地農民を保護する項目がない。第二に、排水以外の「永久的」改良に対して地主の許可を必要とする。第三に、「同意」agreement が当法令の適用に代用されることを許可している。第四に、現在の差押法の改正に触れていない。要するに、「他の製造業者と同じように」、「ビジネスマンとして」借地農が扱かわれること、これが彼らの要求であつた。

この主張に対してグラッドストーンは最初から反対して⁽⁵⁾いた。彼と彼を党首とする大多数の自由党議員の言ひ分は、要するに「同盟」の主張は「永久的借地権」と「裁判所裁定地代」judicial rent の是認に他ならず、それは結局、地主との「共有権」 a joint ownership——後に

より普及した表現をもつてすれば「二重所有権」*double ownership*——の原理を確立するものである。しかるに、イギリスの地主はアイルランドのそれと異なり、彼自身も資本投下の責務を負っているものであるから、このような地主の所有権を侵害するような主張は、イギリス農業における地主の役割を無視したものであると。これに對して、「会議所」初代会頭ベル⁽¹¹⁾、「自由土地連盟」*Free Land League*のA・アーノルド⁽¹²⁾、経済史家J・E・ロジャーズ⁽¹³⁾、著述家のW・プロドリック⁽¹⁴⁾などの著名人が政府案の支持を表明し、「同盟」側の主張に反対したことは、特に注目して置きたい処である。

次に第二読会を通過した政府案は委員会付託となったが、ここでも亦、少数の「同盟」派と政府案支持者との間に激しい議論のやりとりがあった。審議中特に注目しているのは、前者の代表J・ハワードが現行法或は政府案に採用されているような補償項目の「列挙形式」*declaratory form*に反対している点である。彼は七五年の第一次農地法制定の際の彼の論議との矛盾を指摘された時、次のように含蓄のある回答をなしている。「その(私の)意見以降農業は進歩した、そして、一時代に適用された

ものは次の時代には相応わしくないのである。」これに對して大笑が起ったが、彼は更に次のように言葉を続けている。「或る議員諸君は農業が進歩するものであるという私の言明を笑ったが、しかし、過去において農業は進歩したのであり、未来においてもそうであることを私は希望している。諸君は農業の最も新しい導入——サイロの導入を忘れてしまわれたか？ この補償項目が私の前に置かれた時、私は直ぐに農業における最近の改良が含まれていないことを知った。……」⁽¹⁵⁾

実はこれこそ、本稿の全体にかかわる問題の核心を衝いた論議と言えよう。ハワードの主張は借地農の補償問題が、単にかような項目列挙方式による強制力を帯びた国会制定法をして承認せられれば解決するといふものではないことを、明瞭に示したものである。この場合でも、かつて「州慣習」においてそうであったように「農業が進歩する産業」である限り、両者(補償項目と現実の投下資本)の間に溝が出来る。制定法の項目は借地農の投下資本のすべてを補償し得るものではない。かくして借地の貸手市場が続く限り、借地農の地主への依存関係(「借地農の経営が地主への「信頼」に基礎を置く)も亦存続

し得るであろう。⁽¹⁶⁾ 彼が政府案に反対して「永久的借地権」を要求したのはこのような理由からであった。八月二十五日に女王の承認を経て法 (5 & 47 Vict. c. 61) となった「一八八三年(第二次)農地法」⁽¹⁷⁾ は、その提案者であるシヨールフニエールの自讀の言葉を借りれば、⁽¹⁸⁾ [1] その強制的性格、[2] 適及的性格、[3] 排水に対し地主の許可を要せず購入肥料は地主への通知を要しない、[4] 適用の対象となる借地面積に制限がない、[5] 解除の予告期間が一年間延長された、[6] 借地期限が切れた際建築物などの撤去を許可した、[7] 差押法の修正などの長所を有するものであった。⁽¹⁹⁾ 確かに、当法律は「裁判所裁定地代と二重所有権の原則に抵触せずに借地農の利益を最大限に保護した」ものであるというルフェールの言葉は大過のないものと言つてよからう。⁽²⁰⁾ しかし、それでもなお、「借地農の改良に対する彼の補償の可能性は、(土地)財産回復権が地主に保持されている限り限度がある」とルフェールは認めざるを得なかつたのである。当法令を評して「形態においてやや不体裁であり、利害の対立を含んだあらゆるイギリスの法令にならつて、すべての箇所であらゆる十分な慎重のあとを刻印している」と述べたのは法

制史の權威 F・ポロックであつたがけだし適切な言といふべきであろう。⁽²²⁾

かくて事態が進むにつれ、問題の持つ深刻な意味も漸次露わにならざるを得なかつた。借地農の不満は充たされなかつた。地主は所有権の危険を感じつつあつた。果たして(第二次)農地法以後の歴史はどのような道を選んだであらうか。

- (1) *Royal Commission on Agriculture. Final Report*, pp. 24 ff.
- (2) *Parliamentary Debates*, CCLXXIX p. 1127 ff.
- (3) *Ibid.*, p. 113.
- (4) A. H. H. Mathews, *op. cit.*, pp. 181—2; G. Shaw-Lefebvre, *The Agricultural Holdings Act, 1883. Nineteenth Century*, p. 677.
- (5) Shaw-Lefebvre, *op. cit.*, p. 678.
- (6) *Parliamentary Debates*, CCLXXV 「索引」参照。
- (7) *Ibid.*, CCLXXIX, pp. 1124—5. なお、ホーラーズは委員会での修正に希望を託して第二読会では賛成している。
- (8) 彼は保守党員による「同盟」案反対に支持を表明して 58. *Ibid.*, p. 1111.
- (9) *Ibid.*, pp. 1132—2.
- (10) Conf. G. Shaw-Lefebvre, *op. cit.*, p. 683 ff. なお、このような主張は J・ケアーにも見られる処である。J.

(67) 十九世紀後半における地主対借地農関係の展開

- Caird, *op. cit.*, p. 33, p. 39.
- (11) *Parliamentary Debates*, COLXXIX, p. 1159.
- (12) *Ibid.*, p. 1156 及び「自由土地連盟」とは J. S. ミルランドの「土地保有改良連合」の末裔できわめてブルジョワ的性格が強い団体であった。
- (13) *Ibid.*, p. 1162.
- (14) *Ibid.*, p. 1167.
- (15) *Ibid.*, COLXXXI, p. 1696.
- (16) しかし、現実にはこのような借地農の地主への依存関係は八三年以降は徐々に解消しつつあった。これは言うまでもなく、借地の需給関係に変化の兆が見え始めたことにはあらざるを得ない。
- (17) An Act for amending the Law relating to Agricultural Holdings in England. 当法令は三部に分かれ六四条から成立している。なお、これと同時にスコットランドを対象とした Agricultural Holdings (Scotland) Act (46 & 47 vict. ch. 62) も成立した。
- (18) G. Shaw-Lefebvre, *The Agrarian Holdings Act*, p. 687 ff.
- (19) これは地主による六年間の未払地代差押権を一年間に短縮したものである。
- (20) G. Shaw-Lefebvre, *op. cit.*, p. 687. その他同法の論評については Clifford, *The Agrarian Holdings (England) Act*, 1883, J. R. A. S. 1884 などを参照。
- (21) *Ibid.*, p. 684.

(22) F. Pollock, *The Land Laws*, 1896, p. 152.

結 語

一九世紀後半にその決着を持ち越された地主と借地農関係改善の声は、穀物法廃棄に続く農業の黄金時代においても跡絶えることなく、地方借地農クラブの声明や『借地農雑誌』を通じて続いた。しかるに六十年代末、特に七〇年以降に至ると、それは国政の檯舞台で俄にクローズアップされることになった。恐らく、その背後には借地農の経営内部における構造的変化（＝非穀物生産への移行）を含む諸変化（労賃と地代騰貴など）があることを見逃してはなるまい。と同時に、この問題をこの時点においていわずに国家的な政治的争点にまで発展せしめた基軸的な要因は、一九世紀を通じて必ずしも成功していなかった産業ブルジョワジーと労働者による地主階級の攻略（政治的指導権奪取）の蓄積された鬱憤⁽¹⁾が、六七、八三年の両選挙法改正とアイルランド問題という橋頭堡を与えられて、燎原の火の如く燃え広がる契機を掴んだからであった。換言すれば、「土地問題」は既に一九世紀初頭、否、更に古くからその遠因が在存していたのであり

その潮流の帰着点として把握されなければならないのである。そしてこの中において、借地農の投下資本の保障問題は、時期的に見ればそのブルジョワ的性格の故に最初に改革の対象となったものであった。

未だ農業不況が「不況」として意識せられず地代も騰貴を続けていた時期の産物である「七五年農地法」は、その適用任意的な性格の故に実質的な改善は殆ど期待出来ず、保守党が借地農に示した単なるジュスチュアであった。にも拘らず、この好況期——それは地主の立場が強いことを示す——において、議会での討議を考察する者は、何はともあれ農地法の制定（＝地主・借地農関係の改善）が自明のこととして、審議が進められていることを知るのである。そして、この直接の原因が選挙権の拡大による政党の拠って立つ地盤の変化に求められることは、おおよそ見当がつこう。

ところで、「農業不況調査特別委員会」が設立される七十年代末に至ると、不況はいわば構造的な不況として意識せられ、農業地の貸借が借手市場への転換の兆を呈し始め、今まで地主階級の政治的支配の基礎を支えていた経済的基盤がここに始めて動揺し始めるのである。このよ

うな状況に勢を得たグラッドストンの自由党は、八〇年の総選挙においては「借地農同盟」を利用することにより積極的に借地農への切り込みを計り、八三年には「強制力」を持つ第二次農地法を制定するに至ったのである。「これは土地法の歴史における重要な転換点を印する」(J・クラバム)ものであった。⁽²⁾

だが「農業は進歩する産業である。」たとえ八三年農地法が施行されても、借地の貸手市場が続く限り、借地農の投下資本は完全には保障され得ないであろうことは、しばしば筆者が強調した通りである。即ち、当時ジャーナリズムの用語になった「近代封建制」なる表現は、地主⇨借地農関係に見られるバターナリズムを指摘したものであるが、実は、その再生産の地盤がイギリス借地農業制度そのものに存在することを思えば、決して封建的なものとは言い難く、むしろ、イギリス資本主義農業自体が、地主⇨借地農関係においてかような擬似封建的な関係を絶えず生み落して来たのである。⁽³⁾

しかるに「長期農業不況」の到来は、今まで一世紀以上に亘って続いた「農地漁り」land-hungryに終止符を打ったのであった。そして逆に、地主の立場の弱体化に

つれて借地農のそれは漸次強化されつつあった。八三年農地法の制定を廻って議会において戦わされた「借地農同盟」の主張は、このような借地農の高姿勢を代弁するものであった。「同盟」の「永久的借地権」と「裁定地代」の要求は、政府から原理的に二重所有権の承認に連なるものとして排除せられた。それは地主の所有権を侵害するものと見做されたのである。事態の進行と共に、地主の「所有権」と借地農の「借地権」は双方とも完全な形では両立し得ないことが明らかになった。しかも、地主は永久的改良に対する資本投下の義務(資本家的機能)を負うている。いずれかの権利の貫徹は他方の資本投下の抑制を喚起せざるを得ない。われわれは渦中の農業著述家の処方箋に、このような行手を閉ざされた危機感を読み取ることが出来るのである。

他方、農業不況は緩和するどころが益々深刻化しつつあった。そしてこれは、地滑りにも似て、法制・政治面から果は長期にイギリスを風靡して来た「地主的価値体系」に至るまでの広大な領域に、深遠な影響を及ぼさずにはおられなかったのである。しかも、この嵐が借地農の権利をようやくにして確立した時(一九〇八年第五次農

地法制定)から遠からずして、このイギリス借地制度の矛盾は、結局、借地農業制度そのものの廃止(借地農の借地購入による自作農化、即ち資本主義的自作農化)という形でしか解決し得ないことを事実をもって証したのである。しかしこの点の考察は最早本稿の枠を越えるものであり、別稿において果されねばならない。

- (1) イギリスの「土地問題」は少なくとも七十年代のその形成の過程においては、まず農業労働者の問題として把握されていたのである。即ち農業労働者の低賃金・過少雇用↓借地農の資本投下不足↓借地農資本の無保障↓地主の所領経営の失策という論理で攻撃は専ら地主に向けられた。七二年に結成されたJ・アーチの「全国農業労働組合」の綱領には土地法の改正などを含んでいるし、多くの農業労働者が「農業不況」の一原因として借地権の問題をあげてゐる(Conf. Lord Ernle, *English Farming*, p. 412; *Evidences on the cause of the present agricultural depression obtained from practical and bona-fide farm labourers, issued by the authority of the Executive Committee of the N. A. L. U.* (ハイネリー文庫所蔵パンフレット) p. 8, 10, 13, 15, 17, 24, 26, etc.).
- (2) J. Clapham, *An Economic History of Modern Britain*, vol. 2, p. 257.
- (3) ここで特に次の二点を注意して置きたい。

(1) かような擬似封建的なバターリズムを生み出す経済的基盤は借地農の資本に対する無保障だけにあるのではない。既に暗示しておいたように、作付制限などの慣習的借地契約条項、更に重要な地主による地代減免などがこれを補強しているのである。

(2) 或は読者は問題の土地法そのものが封建制期のものであるのだから、この関係はこの法を廃止し得なかつたのが原因であり、その点フェーダルなものと規定してよいのではないかと問われるかも知れない。しかし、イギリス

の借地農業制度はその攻撃の対象となったフェーダル或はセミフェーダルな土地法の故に展開し得たとも考えられるのであり、厄介な問題を提起しているのである。これについては別稿で触れたいと思う。

(4) 例えば前記 J・ケアードのパンフレット。

(5) とりあえず F. M. L. Thompson, *English Landed Society in the Nineteenth Century*, Chapter XI, XII 参照。

(一九六四・二・二五) (一橋大学講師)